

ストレスチェックの実施が義務化されました！

～平成27年12月より～

近年、長時間労働や各種ハラスメントなどが原因となってストレスを感じ、メンタルヘルス不調となる労働者が増加しています。これらの問題を放置することで、休職や退職・解雇、過労による労災認定など多くの問題が発生する可能性があります。会社には行政処分や司法処分、人材の流出などの多くの経営リスクをはらむおそれもあります。

こうした問題を未然に防ぐために、ストレスチェックを有効に活用することをご提案します。

【ストレスチェック制度の概要】

●目的

- ・従業員のメンタルヘルス不調の未然防止(一次予防)
- ・職場(事業場)環境の改善

●対象企業

- ・50名以上の事業所について、ストレスチェックを実施

●対象者

- ・健康診断と同じく、1年以上雇用予定で、1週間の所定労働時間数が通常の労働者の3/4以上の者
- ・高ストレス状態、かつ申出を行った従業員への医師面接
- ・医師面接後、医師の意見を聴いた上で必要に応じた就業上の措置

●実施時期

- ・1年以内ごとに1回以上、定期に実施
- ・1回目は、平成27年12月から平成28年11月末までに実施

「ストレスチェック」とは、書面の質問に労働者が回答し、その回答結果をもとにストレス状況を把握する「アンケート方式」の調査です。

ストレスチェックの結果は、労働者ご本人の同意なしで事業主がみることができないので、通常健康診断とは別に行う必要があります。

ただし、個人が特定されない形で、組織集団として分析したデータは、事業主も知ることができるので、会社として取るべきメンタルヘルス対策や改善策を検討することができます。



※ストレスチェックには一般社団法人ウェルフルジャパンが開発したWell診断を用います。

Well診断は我が国で最も広く導入されている「職業性ストレス簡易調査票」(厚生労働省研究班の成果物)をベースに開発されたストレスチェックです。行政が求めている要件をすべて満たしています。

ストレスチェック制度の流れ

労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度に関する検討会報告書一部改変
 平成26年12月17日厚生労働省労働基準局安全衛生部
 「ストレスチェックと面接指導の実施方法等に関する検討会」
 「ストレスチェック制度に関わる情報管理及び不利益取扱い等に関する検討会」

事業者による方針の表明

衛生委員会での
調査審議

労働者説明と情報提供

- 議事録保存義務3年
- 目的・体制・方法
- 情報の取り扱い

- 目的・体制・方法
- 情報の取扱
- 不利益取扱い禁止等

ストレスチェック関連の社内規程
等の策定

- 心の健康づくり計画
- 職場復帰支援プログラム
- メンタルヘルス対策管理規程
- ストレスチェック実施規定
- 個人情報に関する管理規程 等

ストレスチェック実施
(医師、保健師等)

- 個人の
ストレスチェック

- 集団分析
(組織診断)

(実施者)
事業者への結果提供
同意有無確認

(実施者)
個人結果を労働者に
直接通知
<情報提供>相談窓
口・セルフケア

(実施者)
職場ごとに
集団的分析

(実施者)
事業者に
結果提供

(実施者)
医師面接指導の
申出勧奨

(実施者)
分析結果を事業者
に提供

- 職場環境改善
- 管理監督者研修
- セルフケア研修 等

(事業者)
面接指導を医師へ
依頼

(労働者)
医師面接指導を
事業者に出る

- 面接申出先の周知

(医師)
面接指導の実施

(医師)
相談機関・専門医へ紹
介

- 面接様式の準備

(事業者)
就業措置医師
意見聴取

(事業者)
必要に応じ就業措置
の実施

- 医師意見書様式の準備

労働基準
監督署報告の
実施

- 報告用のデータ集積と集計

ストレスチェックと面接指導の実施状況の点検・確認と改善事項の検討(PDCAを回す)

ストレスチェック制度の工程

ストレスチェック制度の導入は、次の工程により行います。

1.事業者の方針表明

2.衛生委員会での調査審議

3.社内規程類の整備

4.従業員周知と情報提供

5.ストレスチェックの実施

6.医師面接指導の実施

7.医師からの意見聴取と就業措置

8.集団的分析と評価

9.職場環境改善

10.労働基準監督署報告

1～10まで、まるごとサポートいたします！

当社がご提供するサービス

当社では、次のサービスを提供しています。

1. ストレスチェック、集団分析の実施

- ・紙またはWEBによる実施
 - ・ストレスチェックのデータから、組織の高ストレス者数出現率（メンタルヘルス不調になる可能性の高いもの）等、多軸的な分析を実施
- ☆ストレスチェック後の医師による面談指導もサポート
精神科産業医のご紹介も可能です

2. ストレスチェック導入コンサルティング

- ・事業者方針策定
- ・衛生委員会の進め方、各種資料・書式の作成
- ・各種社内規程の作成 等

3. 社内研修の実施

- ・ストレスチェック制度導入研修
 - ・管理職のためのパワーハラスメント研修
- ☆研修の内容、テーマについてはご相談ください

コンサルティング費用は受検者数、コンサルティング内容により異なります。詳しくはお問合せください。

お問合せ TEL:045-440-4777